

定例懇談会資料

【総務課】

- 1 税理士実態確認について
- 2 税理士掲示板における税理士情報の掲載取りやめについて

【税務広報広聴官】

租税教室について

【管理運営部門】

- 1 税務署窓口における納税等の受付時間について
 - ① 該当する窓口業務
納付及び納税証明書
 - ② 短縮後の受付時間
原則、9時から15時まで
- 2 相続税申告書をe-Taxで提出する際の利用者識別番号確認方法について



(国税庁HP)

- ① 相続人が自身の利用者識別番号を確認する場合



(リーフレット)

- ② 税理士が代理で税務署に確認する場合



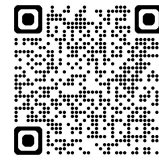
(e-Tax Q&A)

3 法人税予定申告分の納付書等の送付について



(リーフレット)

納税はぜひ
ダイレクト納付をご利用ください
詳しくはこちら⇒



【個人課税部門】

税理士カードの更新に係るヒアリングの実施について

【法人課税部門】

1 「源泉所得税の納付についてのお願い」の送付について

発 送 日：令和7年9月4日（木）

回答期限：令和7年9月17日（水）

2 法人税・消費税等申告書に係る資料の提出依頼への対応について

【酒類指導官】

酒類販売免許について

「酒類販売業者」が必要な免許等手続き一覧

処理区分	該当の有無		必要な手続きの内容
	個人	法人	
① 純然たる 新規免許	○	○	新たに酒類販売業を開業する場合 ⇒申請者は、「酒類販売業免許申請書」を申請 ※免許付与まで事務処理期間(2ヶ月間)要するため、開業予定日を考慮し申請する必要がある
② 免許の 取消	○	○	免許者が販売業を廃止しようとする場合 ⇒販売業を廃止しようとする者は、廃止する前に「酒類販売業免許取消申請書」を申請
③ 法人成り	○	×	免許者である個人が主体となって法人を設立する場合等 ⇒個人は、「酒類販売業免許取消申請書」を申請し、法人は、「酒類販売業免許申請書」を申請
④ 販売業の 相続	○	×	免許者が死亡した場合に、引き続き販売業をしようとする相続人がある場合 ⇒販売業をしようとする相続人は、遅滞無く「酒類販売業相続申告書」を申告
⑤ 販売業の 事業譲渡	○	×	・譲渡者の親族の場合は、民法第725条に定める親族である場合 ・親族以外の場合は、譲渡対象事業に3年以上従事している者である場合 ⇒事業を引き継ぐ者は、事業を引き継ぐ前に「酒類販売業事業譲渡申告書」を申告
⑥ 販売場の 移転	○	○	販売場を移転する場合 ⇒販売場を移転しようとする者は、移転する前に「酒類販売場移転許可申請書」を申請 ※免許付与まで事務処理期間(2ヶ月間)要するため、開業予定日を考慮し申請する必要がある
⑦ 販売業の 休止(開始)	○	○	販売業を休止又は開始する場合 ⇒免許者は、事業を休止(開始)する前に「酒類販売業休止(開始)申告書」を申告

注意) 上記申告(申請)書は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署に提出する必要があります。
 また、上記処理区分以外にも、免許処理上必要となる申請等があります。
 ※手続きしなかった者は、**酒税法違反(酒類の無免許販売)等**に該当し罰せられる場合があります。

酒類販売業者の「所得・法人税等」の申告手続き時には、**必ず確認**をお願いします。
 また、申請等の様式については、国税庁ホームページをご覧ください。
 詳しくは、久留米税務署酒類指導官(電話：0942-32-4461・自動音声案内で2番を選択してください。)へお尋ねください。